

平成24年第4回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成24年12月11日

閉 会 平成24年12月13日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（12月11日）

出席議員 8名

1番	久 慈 修 一 君	2番	藤 田 修 一 君
3番	森 弘 美 君	4番	坂 本 豊 君
5番	久 慈 省 悟 君	6番	青 木 倉 元 君
7番	山 舘 清 剛 君	8番	木 村 修 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	古 川 正 隆 君
教 育 長	八 戸 良 幸 君
会 計 管 理 者	坂 本 亮 君
総 務 課 長	濱 田 亮 君
税 務 課 長	越 田 茂 弘 君
住 民 課 長	山 谷 美 代 子 君
健 康 福 祉 課 長	佐 井 邦 彦 君
産 業 振 興 課 長	坂 本 勲 君
建 設 課 長	柿 崎 真 人 君
教 育 課 長	坂 本 勝 教 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 川 誠 治 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次長	遠 田 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

4 番	坂 本 豊 君
5 番	久 慈 省 悟 君

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 報告第18号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の専決処分について
- 第 6 報告第19号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）の専決処分について
- 第 7 報告第20号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分について
- 第 8 議案の上程・提案理由の説明
 - 議案第55号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
 - 議案第56号 蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案
 - 議案第57号 蓬田村条例を左横書きに改正する措置に関する条例の制定について
 - 議案第58号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
 - 議案第59号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について
 - 議案第60号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）案
 - 議案第61号 平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2

号) 案

議案第 6 2 号 平成 2 4 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
案

議案第 6 3 号 平成 2 4 年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
案

議案第 6 4 号 平成 2 4 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3
号) 案

議案第 6 5 号 蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める
ことについて

第 9 議案第 5 5 号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

第 1 0 議案第 5 6 号 蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案

第 1 1 議案第 5 7 号 蓬田村条例を左横書きに改正する措置に関する条例の制定につ
いて

第 1 2 議案第 5 8 号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及
び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について

第 1 3 議案第 5 9 号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減
少及び青森県市町村職員退職手当組合同規約の変更について

第 1 4 請願第 2 号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願書

第 1 5 請願第 3 号 生活保護基準の引き下げはしないなど国に意見書提出を求める
請願書

午前9時46分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより平成24年第4回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により4番坂本 豊君、5番久慈省悟君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から12月13日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月13日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、12月4日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、前定例会以降に提出されました陳情第4号「緊急事態基本法」の早期制定を定める意見書を国への提出を求める陳情書、陳情第5号年金2.5%削減中止を求める意見書の陳情については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長、会計管理者、各課長並びに農業委員会事務局長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

- 議長（木村 修君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。村長。
- 村長（古川正隆君） それでは、9月定例会以降の主なる諸般の報告をいたします。
- 9月14日、蓬田村敬老会が開催されました。
- 10月13日から14日まで、蓬中祭が開催されました。
- 10月20日、蓬田小学校学習発表会が開催されました。
- 10月21日、秋季火防演習を挙行了したところであります。
- 10月23日、北海道新幹線津軽蓬田トンネルの貫通式が行われました。
- 11月15日、蓬田村赤十字友好会30周年記念式典が行われました。
- 11月16日、蓬田村連合自治会長行政懇談会が行われました。
- 11月21日、全国町村長大会が東京NHKホールにおいて開催されました。
- いずれも出席をいたしてきました。
- 以上でございます。
- 議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。
-

日程第5 報告第18号 青森県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の専決処分について

- 議長（木村 修君） 日程第5、報告第18号青森県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の専決処分についての報告を求めます。住民課長。
- 住民課長（山谷美代子君） それでは、報告します。
- 報告第18号青森県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の専決処分について。
- 地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。
- 次のページをお開きください。
- 専決理由は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、青森県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正することが必要になり、専決処分するものであります。
- 次のページをもう一度お開きください。6行目、ごらんください。

別表第2備考中「及び外国人登録原票」を削るとしてございます。

以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第18号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第19号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）の
専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第6、報告第19号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 報告第19号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求めます。

次のページをお願いします。

専決第17号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第7号）

これは、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,758万7,000円としたものでございます。

5ページをお願いします。

この補正予算のための財源でございます。地方交付税130万円でございます。

総務課関係は以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） それでは、建設課関係についてご説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。

上段、農業用施設災害復旧費76万2,000円を計上しておりますが、これは高根地区の

西股及び関根股の頭首工の応急工事費でございます。

また、その下、河川災害復旧費の45万4,000円につきましては、高根地区の河川の倒木除去に伴う人夫賃金と重機の借上料でございます。これは、いずれも9月8日から10日にかけての大雨によるものでございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより、報告第19号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第19号は承認することに決定されました。

日程第7 報告第20号 平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）の
専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第7、報告第20号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分についての報告を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 報告第20号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

次のページをお願いします。

専決第18号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第8号）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,890万円を追加し、歳入歳出それぞれ23億7,648万7,000円としたものでございます。

5ページをお願いします。

この補正のための財源は地方交付税490万円、それから諸収入、雑入の町村の魅力発信事業助成金、これは県町村会からでございます。120万。それから、瀬辺地大川目併用林道用地費として鉄道運輸機構からの分担金1,280万円でございます。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、税務課長。

○税務課長（越田茂弘君） 6ページをごらんください。一番上の欄です。

2款1項11目地籍調査費13節委託料についてです。409万4,000円を計上しております。これは国土調査の地積図修正及び筆界測量等の委託料であります。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 6ページをお開きください。

3款民生費1項社会福祉費15節工事請負費の85万ですけれども、これは社会福祉協議会の事務室の修繕工事であります。

続いて、その下の4款衛生費2目予防費11節需用費11万7,000円、これは医薬材料費であります。

続いて、9目のふれあいセンター費ですけれども、その13節委託料1万1,000円、これは特定建築物等の定期調査委託料であります。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） 同じく6ページをお開き願います。

6款4項畜産業費15節工事請負費23万円。阿弥陀川地区にあるモデル畜舎のパドックの撤収に伴う整地工事費23万円を見ております。

7ページをお開き願います。

7の3観光費の需用費140万円。先ほどの町村会からの助成により、修繕料といたしましてマルシェデッキ北側の部分になりますが、床張りかえ等の修繕費57万4,000円。そして、玉松海水浴場トイレの階段の修繕費といたしまして78万9,000円を計上しております。

以上です。

○議長（木村 修君） 次に、建設課長。

○建設課長（柿崎真人君） それでは、建設課関係についてご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

下段、5目農地費74万6,000円を計上しておりますが、これは瀬辺地地区排水路の応急工事費であります。

続いて、7ページをお開き願います。

中段、道路維持費1,500万円を計上しておりますが、これは総延長2,480メートルの瀬辺地大川目併用林道の購入費でございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 6ページの6款、蓬田村肉用牛モデル畜舎パドックの件について、関連で質問しますけれども、今パドックの撤去という説明がありましたけれども、本体は今後どのようにして処理をするのか、まだ計画はなされておられません。もう既に三十数年以上たつと思われましても、外観もひどく荒れているので、これは蓬田の所有物なので、いずれは撤去しなければならないものだと考えておりますが、その計画というのはどのようにしていくのか、考えているのか、説明していただけますか。

○議長（木村 修君） 産業振興課長。

○産業振興課長（坂本 勲君） かなり腐食も激しいような状況で、ついこの間見てまいりました。いずれにしても、予算の関係もありますので、早いうちに撤去の方向で考えておりますが、当然予算も絡みますので、状況を見ながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

7番山舘清剛君。

○7番（山舘清剛君） 同じく6ページの3款民生費でございますけれども、社会福祉協議会の85万の修理でございますけれども、もっと内容を詳しく説明願いたいのですけれども。というのは、補正でもできなかったのか、専決でなければできなかったのか、専決しなきゃならない理由をお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 社会福祉協議会の事務室の海側のほうが最近雨漏りがしてだめだということで、調べたら大分腐ってしまっていて、それを調査した結果、すぐに工事をやらなければだめだということで、この予算を上げました。

以上です。

○議長（木村 修君） 7番山舘清剛君。

○7番（山館清剛君） 額が80万というちょっと大きい金額ですので、できれば専決ではなく、やっぱり正当な予算化をして工事すべきだと思いますけれども、その辺について総務課長、お願いします。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） これは9月議会のあたり以降のことでありまして、その部分の工事が緊急的に必要であると、そのままにしておけばやませ雨が吹いた場合、中が水浸しになってしまうということで専決したものでございます。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより、報告第20号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7人）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第20号は承認することに決定されました。

日程第8 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第8、議案の上程。今期定例会に提出されております議案11件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（古川正隆君） それでは、平成24年蓬田村議会第4回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案11件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第55号蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案は、平成24年8月1日施行の児童扶養手当法の一部改正に伴い、条例の整備を図るため提案するものであります。

議案第56号蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案は、国民年金法等の一部を改正する法律の改正に伴う語句の整理及び法令明記による語句の整理をするために提案するものであります。

議案第57号蓬田村条例を左横書きに改正する措置に関する条例の制定については、本

条例等において見やすさ、読みやすさの観点から事務の効率化と利便性を図るため、左横書きに改めることを提案するものであります。

議案第58号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、構成団体である三戸郡町村会館管理組合が平成25年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。

議案第59号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、構成団体である三戸郡町村会館管理組合が平成25年3月31日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要性が生じたので、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものであります。

議案第60号平成24年度蓬田村一般会計補正予算（第9号）案につきましてご説明を申し上げます。

歳入の主なるものとして村税1,563万4,000円、国庫支出金1,174万7,000円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとしたしましては、総務費466万5,000円、民生費2,848万5,000円などを増額しております。

このほかの科目においても、所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに4,748万4,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ24億2,397万1,000円となるわけであります。

議案第61号平成24年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入では繰入金156万円などを増額しております。歳出では、総務費192万5,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに192万5,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ3,014万3,000円となるわけであります。

議案第62号平成24年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入では国民健康保険税325万円などを増額しております。歳出では、保険給付

費550万円などを増額しております。

この結果、歳入歳出ともに650万1,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,694万8,000円となるわけであります。

議案第63号平成24年度蓬田村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）案につきましては、歳入では繰越金46万7,000円を増額し、繰入金40万円を減額しております。歳出では、総務費6万7,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに6万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億703万円となるわけであります。

議案第64号平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）案につきましては、歳入では繰入金8,000円を増額しております。歳出では、総務費8,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,820万9,000円となるわけであります。

議案第65号蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木村 修君） 次に、議案の審議を行います。

日程第9 議案第55号 蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第9、議案第55号蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 議案第55号蓬田村ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案について。

平成24年8月1日施行の児童扶養手当法の一部改正に伴い、次のページをお開きください、その3行目、第2条第2項中に、その2行飛んで5行目の6、「父又は母が配

偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項の規定による命令を受けた児童」を加えるものであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第55号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第56号 蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第56号蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 議案第56号蓬田村重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例案については、国民年金法の一部を改正することにより、第3条の支給の制限が次のページのように改正されるものであります。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第56号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第57号 蓬田村条例を左横書きに改正する措置に関する条例の制定について

○議長(木村 修君) 日程第11、議案第57号蓬田村条例を左横書きに改正する措置に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(濱田 亮君) 議案第57号蓬田村条例を左横書きに改正する措置に関する条例の制定について。

蓬田村条例を左横書きに改正する措置に関する条例を次のように定める。

次のページをお願いします。

横書きにする条例が次のページからでございます。

以上でございます。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。

1 番久慈修一君。

○1 番(久慈修一君) 左書きにするということは、これまでの例規集はともかく廃棄するのかというのがまず一つ。

それから、それに伴って予算的な措置というのは、もう既にとられている予算内で行われるのかどうか。

もう一つあります。現在、議員に渡されている例規集等はなくなるのか、なくならないのか。

その三つ、お伺いします。

○議長(木村 修君) 総務課長。

○総務課長(濱田 亮君) 現在の例規集については廃棄します。ただ、1部とか2部についてはそのまま残しておきますけれども、新しいものにかえていきます。

予算についてはこれからのことでございます。(「議員についてはまたこういうふう

な形で」の声あり) そういう形でまた配付することになります。

以上でございます。

○議長(木村 修君) ほかに質疑ありませんか。

4番坂本 豊君。

○4番(坂本 豊君) これは村長にお聞きしたいのですけれども、今の条例とは直接は関係ないのですけれども、関連として、こういう横書きにするということになれば当然多額のお金がかかるわけです。私の質問は、蓬田という漢字ですけれども、私たちは小さいころから見なれた字ですけれども、村外の人から見れば、この字は何と読むのかという質問がされて、きょとんとするわけですが、一般的にはほとんどこの蓬という字が読めないというふうに最近わかってきたので、平仮名に改名したらいいのではないかというふうに常日ごろから思っているわけですが、そういうことに関しては村長はどういうふうに考えるでしょうか。

○議長(木村 修君) 村長。

○村長(古川正隆君) 全く考えておりません。

○議長(木村 修君) 4番坂本 豊君。

○4番(坂本 豊君) これは私、別にふざけて質問しているわけではないのですが、本当に蓬という字がわからないために知名度が非常に低いということがあって、青森市の住民ですら蓬田というのはどこかとよく聞かれることがあるのですが、そのことは村長、感じておりませんか。

○議長(木村 修君) 村長。

○村長(古川正隆君) 私はそういうことを感じた覚えがございません。今までどおりで十分、蓬田と読める人がいっぱいいると思います。

○議長(木村 修君) 坂本 豊君。

○4番(坂本 豊君) 青森市の方は、蓬田というのは北海道よりも北にあるというふうな感じでイメージを持っている人がたくさんいるのですよ。三厩の向こうのほうにあるというふうに感じていて、蟹田は知っていても蓬田はどこですか。蓬田から来たと言えば、かなり遠いところから来たと思われて、私は一回就職失敗したことがあるのですよ。遠いところは通勤が無理だと。

話を戻しますと、今読みやすい字を使うというのがいろいろふえていて、さいたま市とかあっても平気で平仮名にしているのですよね。ですから、親しみやすい、誰でも読

めるような、そういう将来のためにも改名するというのもひとつ、あんまりむきにならないで検討していただけないか、もう一度答弁お願いします。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（古川正隆君） 歴史的な経緯もあり、そう簡単に改名するという事は私にはできないと思います。さいたまの例を出しましたけれども、さいたまは合併したからそういうことになったのであって、決してこの蓬田という字を読めないというのは私はそうは考えておりません。読める人がいっぱいおりますので、その辺自信持っていただきたいと思えます。

○議長（木村 修君） ほかに質問ありませんか。

2番藤田修一君。

○2番（藤田修一君） 今の坂本議員の質問に重複するわけですがけれども、蓬田村の蓬田は2点しんによろですけれども、きょうの議題に書いているように、パソコンには2点しんによろの字を使っているソフトとそれから1点しんによろと両方あるわけですがけれども、大抵はこの1点しんによろになっているというふうなことで、正式にはこれは間違った字だわけですね。固有名詞ですので間違ったというふうな言い方をするわけですがけれども、ここら辺、役場のソフトだけでもこの2点しんによろをするつもりはないのか、お聞きします。

○議長（木村 修君） 暫時休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時27分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 1点であるか2点であるかについては、2点であるとは思っていますが、それが間違っていればだめであるので、ちゃんと正式に調べて、それからそのように正式なものでいきたいと思えます。

なお、パソコンについての2点しんによろについては、字をつくれればできますので、総務課のほうで2点にしたものをつくって皆さんのパソコンに入れることも可能ですので、よろしくをお願いします。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。

7 番山館清剛君。

○7 番（山館清剛君） 先ほど1 番議員の質問の中で、予算のことについてこれからだという話ですけれども、一番先に予算が伴う、どのぐらいかかるものか、そこら辺の説明がなければやはり我々も簡単にこれ通すわけにいかないと私は考えるわけですけれども、その辺どう判断しているんですか。予算はこれからだという話はちょっと、かなりの予算がかかるものと私は思うわけですから、その辺どう考えているんですか。

○議長（木村 修君） 総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 予算、お金は幾らかかるかということについては、ただいま調べておりませんので答えられません。

なお、これ条例が制定されて、それから例規集をつくるという流れだと思っておりますので、予算についてはこれからということになると思います。

○議長（木村 修君） 5 番久慈省悟君。

○5 番（久慈省悟君） 今、総務課長のほうから答弁がございましたけれども、やはりこれは一つの議案ですから、議案を結局採択、採決という形を議員がとるわけですけれども、予算がわからずにそれを通すというのはやはりちょっと矛盾しているのではないのでしょうか。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 失礼しました。

今、システムの更新を進めております、現在。それに伴いまして、年額幾らというふうな払い方でこれからいくこととなります。それが年額139万円、その中には横書きの印刷も入っております。

○議長（木村 修君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、これで終わりたいと思います。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) ないようですから、討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立2名)

○議長(木村 修君) 起立少数です。よって、議案第57号は否決されました。

日程第12 議案第58号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団
体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の
変更について

○議長(木村 修君) 日程第12、議案第58号青森県市町村総合事務組合を組織する地方
公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたしま
す。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(濱田 亮君) 議案第58号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団
体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年3月31日をもって青森県市町村総
合事務組合から三戸郡町村会館管理組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を
次のとおり変更するものとする。

最後のページでございます。これが変更する規約でございます。

以上です。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(木村 修君) 討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第58号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立7名)

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第59号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長（木村 修君） 日程第13、議案第59号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（濱田 亮君） 議案第59号青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成25年3月31日をもって青森県市町村職員退職手当組合から三戸郡町村会館管理組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更するものとする。

最後のページでございます。これが変更する規約でございます。

以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立7名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第14 請願第2号 消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願書

○議長（木村 修君） 日程第14、請願第2号消費税増税に反対する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。請願第2号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立3名）

○議長（木村 修君） 起立少数です。よって、請願第2号は不採択することに決定しました。

日程第15 請願第3号 生活保護基準の引き下げはしないなど国に意見書提出を求める請願書

○議長（木村 修君） 日程第15、請願第3号生活保護基準の引き下げはしないなど国に意見書提出を求める請願書を議題といたします。

お諮りいたします。請願第3号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、請願第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） 討論ないようですから、討論を終わります。

これより請願第3号を採決いたします。

この採決は起立により行います。請願第3号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立4名)

○議長(木村 修君) 起立多数です。よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前10時39分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員